

香川県立保健医療大学図書館学外者利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立保健医療大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）

第22条に基づき、学外者の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、本学の教育研究活動並びに学生の修学に支障のない範囲で文化・情報の拠点として地域社会への貢献を目指す。

(学外者の範囲)

第3条 図書館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、調査研究を目的とする者とする。

(1) 香川県内に居住する18歳以上の者

(2) 香川県内に通勤、通学する者

(3) その他、図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(利用申込)

第4条 図書館の利用を希望する者は「図書館利用申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、氏名、住所等が確認できる証明書を提示して、館長に提出するものとする。

2 前項の申請書が提出されたときは、館長は、利用目的その他が適当であると認めるときは「図書館利用者カード」（以下「利用者カード」）を発行する。

3 利用者カードの有効期限は、発行日より1年とする。

4 申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用者カードを紛失したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

5 利用者カードを紛失したときは、利用者カードの再交付を受けることができる。

6 利用者カードは他人に譲渡してはならない。これに違反する行為による図書館の損失については、利用者カードの交付を受けたものが負担しなければならない。

(利用方法)

第5条 第4条の規程により利用者カードの交付を受けた者（以下「利用者」）は、入館の際に、係員に利用者カードを提示しなければならない。

(利用時間)

第6条 利用できる時間は、利用規程第3条に規定する時間とする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 休館日は、利用規程第4条に規定する日とする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の範囲)

第8条 学外者が利用できる範囲は次のとおりとする。

(1) 図書館資料の閲覧

(2) 図書館資料の複写

(3) 図書館資料の貸出し（就職活動・国家試験関連図書は除く）

(4) 図書館資料の貸出予約

(5) 文献情報検索

(6) レファレンス

2 リクエスト、学外への文献複写依頼、相互貸借依頼は受けない。

3 グループ学習室及び個人学習室の利用並びに当館の資料を利用しない閲覧席のみの利用は認めない。

4 学外者が利用できる資料は図書館内保管の資料とし、研究室等館外保管の資料の利用は認めない。

5 第1項第2号に要する経費は利用者の負担とし、複写に関する著作権上の責は、利用者が負うものとする。

(貸出し)

第9条 貸出冊数は2冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

(利用上の遵守事項)

第10条 学外利用者は、利用規程第20条各号に掲げる事項を守らなければならない。

2 館長は、利用規程第20条第1号から第4号までのいずれかの事項に違反し、かつ係員の指示に従わない者については、これを館外に退去させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか学外者の利用に関し必要な事項は、香川県立保健医療大学図書館利用規程を適用する。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

(第1号様式)

館長	係

香川県立保健医療大学図書館利用申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学図書館長 殿

下記の理由により貴館を利用したいので、許可をお願いします。
なお、利用にあたっては図書館の諸規程を遵守します。

フリガナ			
氏名		生年月日	年 月 日生
住所	〒 TEL ()		
勤務先又は 学校・学年			
勤務先等 住所・連絡先	〒 TEL ()		
利用目的			

- ・申請書を提出する際には、身分証明書（運転免許証、保険証など）を提示してください。
- ・記載事項に変更が生じた場合や利用者カードを紛失した場合は、図書館までご連絡ください。
- ・図書館利用者カードの有効期限は、発行日から1年間です。

利用者ID番号	有効期限	区分	確認者
	年 月 日	新規 ・ 更新	